

国立大学法人筑波技術大学学長選考・監察会議規則

〔平成17年12月18日〕
学長選考会議決定

最終改正 令和6年5月31日学長選考・監察会議決定

(趣旨)

第1条 国立大学法人筑波技術大学学長選考・監察会議(以下「選考・監察会議」という。)については、国立大学法人法(平成15年法律第112号)の規定に基づき、この規則の定めるところによる。

(組織)

第2条 選考・監察会議は、次の委員をもって組織する。

(1) 経営協議会の学外委員で、経営協議会において選出されたもの 5人

(2) 教育研究評議会の学長以外の者で、教育研究評議会において選出されたもの 5人

2 第1項各号に掲げる委員の任期は、経営協議会委員又は教育研究評議会評議員としての任期とする。ただし、委員が、国立大学法人筑波技術大学学長選考規則(平成18年12月11日学長選考会議決定)第4条に定める学長候補適任者に推薦された場合は、委員を辞任するものとし、速やかに後任の委員を補充するものとする。

(議長等)

第3条 選考・監察会議に議長を置き、委員の互選による。

2 議長は、選考・監察会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(所掌事項)

第4条 選考・監察会議は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 学長候補者の選考に関する事項

(2) 学長の任期に関する事項

(3) 学長の解任に関する事項

(4) 学長の業務執行状況の確認に関する事項

(5) その他議長が必要と認める事項

(会議の成立)

第5条 選考・監察会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

ただし、学長候補者の最終選考のとき、又は学長の解任の申出を決定するときは、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 選考・監察会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(解釈等)

第6条 この規則の解釈について疑義が生じたときは、選考・監察会議が決定する。

(事務)

第7条 選考・監察会議の事務は、大学戦略課において行う。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、選考・監察会議の運営に関し必要な事項は、選考・監察会議が定める。

附 則

この規則は、平成17年12月18日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成 18 年 12 月 11 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。